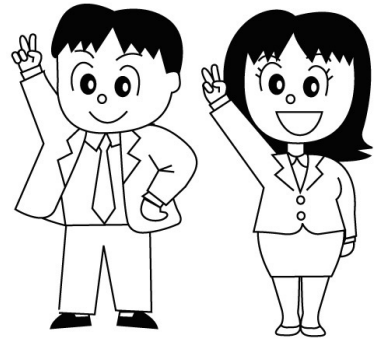


# 生活と権利

～長年の要求、ついに実現！～

## 臨時講師の待遇改善へ、 給与の上限撤廃・「空白 の1日」解消を勝ち取る



1月31日、和嶋延寿県教育長との最終交渉があり、重点3項目について交渉しました【詳細は高教組新聞3月号(3月15日ごろ発行)に掲載】。

重点項目のうち、臨時講師の待遇改善については大幅な改善を表明しました。

これは、2020年4月1日から施行される「会計年度任用職員制度」に合わせて、臨時講師等の待遇改善を強く求めてきた青森高教組・青森県教組の粘り強い交渉の成果でもあります。これまで、署名やアンケートにご協力いただき、ありがとうございます。みなさまの声を県に届け、その成果が得られました。組合にはみなさまの力が必要です。組合への加入を強く訴えます。

### <具体的な改善点>

**臨時講師の上限撤廃：1-61 → 1-153 (325,500円) に引き上げ**  
\* 2020年4月の給料から前歴見直しで行われるので、上限1-61で昇級がストップしていた皆さんは、4月から収入が大幅に増えます。  
\* 60歳以上の臨時講師も、前歴換算のうえ、最高号級は1-153となります。ボーナスや諸手当も教諭と同様に支給されます。

**臨時講師の辞令の「空白の1日」撤廃：2021年3月31日の空白から撤廃されます。**  
\* 常勤臨時講師は2020年4月より公立学校共済組合加入可能。退職手当の通算化。  
\* 2021年3月の給料が満額支給。2021年6月ボーナスから100%支給(2020年6月ボーナスは100%ではありませんが、2020年4月から給料が増えているため、その分ボーナスが増額することになります)。

**日々雇用職員の待遇改善：「会計年度任用職員」となるため、雇用が継続(空白期間なし)し、年休も付与されます。週の勤務が15.5時間を超える場合は、ボーナスが支給されます。**

**非常勤講師の待遇改善：「会計年度任用職員」となるため、週の勤務が15.5時間を超える場合は、ボーナスが支給されます。**  
\* 詳細については今後の交渉で詰めていきます。

# 高教組速報

2019 No.6 2020.2.5

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp